

厚生労働大臣 田村憲久 様

休業支援金・給付金の支給申請受付、支給決定手続きの 適正化を求める要望書

会派 厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

休業支援金・給付金については、10月30日のリーフレットで支給対象の明確化や拡大により、より多くの休業手当を受け取れない労働者の申請が可能となりましたが、対象者の要件や定義にわかりにくいところもあり、申請を受け付ける労働局やコールセンターでも対応が混乱していることが推察されます。

厚生労働省が2/2の会派 厚生労働部会に提出した回答によれば、「10月30日のリーフレットの対象者は3月末まで申請期限が延長されている旨を周知し」とありますが、この点の周知が不十分であること等がその原因と考えられ、支給対象であるにも関わらず、申請ができない、あるいは不支給決定となる方が数多く存在している恐れがあります。

よって、以下の措置を要望いたしますので、速やかに対応して頂くよう強く要請致します。

要望事項

1. 10月30日のリーフレットの対象者は、疎明書を添えて支給申請すれば、申請者自らが支給対象であることをいつ知ったかに関わらず、支給対象となり得ることを、各労働局やコールセンターに周知徹底すること。
2. 「常用雇用」であることをもって、支給対象外とならないことを、各労働局やコールセンターに周知徹底すること。
3. 10月30日のリーフレットの対象者は、「12月31日までに一度、申請したこと」が支給要件ではないことを、各労働局やコールセンターに周知徹底すること。
4. これまでに、「申請期限が過ぎていること」「支給対象であることを知った時期が1月以降（2月以降を含む）であること」「事業者の協力が得られないこと」を理由として不支給決定した事例について、内容を改めて精査し、決定に誤りがあれば、全員に修正の連絡を早急にすること。
5. 上記1.～3.について、速やかに広報し、対象となり得る方への周知を図ること。
6. 不適切な対応、決定がなされている事例が多数に上る可能性があることに鑑み、厚生労働省本省に、支給申請手続きや支給決定に係る異議や不服を受け付ける窓口や手続きの整備を図ること。
7. 2月12日の閣議後の記者会見で、田村厚生労働大臣から、10月30日のリーフレットの対象者は、自らが支給対象であることをいつ知ったかに関わらず、支給対象となり得ることを広報して頂きたいこと。
8. 大企業で休業手当の支給を受けられない非正規労働者等について、休業支援金・給付金を2020年4月にさかのぼって支給対象とすること。

以上